

高知大学人文社会科学部長候補者選考規則施行細則

〔平成28年3月9日〕
規則第93号

最終改正 令和5年10月2日規則第29号

(趣旨)

第1条 この細則は、高知大学人文社会科学部長候補者選考規則（以下「規則」という。）第10条の規定に基づき、人文社会科学部長候補者選考の実施に関し必要な事項を定める。

(選挙日程の告示)

第2条 教授会が選挙の日程を定めたときは、規則第6条に規定する選挙管理委員会（以下「管理委員会」という。）は投票期間の初日の10日以前に学部内に告示する。

(選挙の通知)

第3条 管理委員会は、規則第3条により選出された者の氏名、略歴、選挙の日程、投票方法、投票期間及び開票の場所を、投票期間の初日の10日以前に選挙有資格者に通知する。

(投票)

第4条 規則第4条に規定する選挙は電子的方式による投票により行う。

(開票)

第5条 管理委員会は、投票終了後、速やかに開票を行うものとする。

(無効投票)

第6条 次の投票は、これを無効とする。

- (1) 投票締切時刻後の投票
- (2) 2人以上の氏名を記載又は選択したもの
- (3) 候補者の何人を記載又は選択したかを確認し難いもの
- (4) 候補者の氏名のほか他事を記載したもの。ただし、役職敬称の類は、この限りでない。

2 投票の有効無効の判定は、管理委員会が行う。

(当選の辞退)

第7条 当選者は、やむを得ない事由があるときは、当選を辞退することができる。当選の辞退は3日以内に教授会に申し出るものとする。

(再選挙)

第8条 教授会は、前条の辞退を認めたときは、速やかに再選挙を行うものとする。

(選挙の事務)

第9条 管理委員会は、事務職員を指定して選挙の事務に当たらせる。

(補則)

第10条 この細則に定めるもののほか、必要のある場合は、その都度教授会が定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年9月21日規則第25号)

この規則は、令和3年9月21日から施行する。

附 則 (令和5年10月2日規則第29号)

この規則は、令和5年10月2日から施行する。